

基礎的自治体、大都市、都道府県のあり方等について
(第27次地方制度調査会・第18回専門小委員会における青木会長発言骨子)

平成15年2月28日
全国市長会

1. 基礎的自治体のあり方

- 基礎的自治体・小規模市町村 -

事務配分の特例が設けられる団体についても基礎的自治体でかつ普通地方公共団体として位置付けることが必要。このため、まず基礎的自治体の事務のあり方について整理することが必要。

人口要件等の基準や事務・権限の特例について具体的内容を明らかにしながら検討することが必要。「窓口サービス等の事務」とは具体的に何か、また、逆に義務付けられない事務は何かを明らかにする必要がある。

小規模市町村から移譲する事務については、近隣の中心的都市が行うことが現実的である。また、住民の生活圏を背景として一定の区域を設定し、その区域内の母都市が行う「広域市」のような制度も検討に値する。

内部団体移行方式については、法律で一律に移行させるのではなく、自らの判断による自己決定を尊重した制度とすることが適切。その際、住民投票による住民自治に委ねる仕組みや知事による勧告、調停などの仕組みについても検討が必要。

教育委員会・農業委員会については、設置するか否か、その事務を市町村長が行うこととするかどうかについて市町村が自主的に選択できる制度の検討が必要。

市町村合併について合併特例法の期限までに一定の手続きが進んだ場合、特例措置の対象とする法制度上の措置や県境を越える合併についてその実施が容易になるような制度改正の検討が必要。

- 基礎的自治体内の地域組織等 -

政令指定都市にのみ設置が認められている行政区について、一定規模以上の都市に設置できるよう検討が必要。

自治体内の近隣自治組織について制度の創設の検討が必要であり、例えば、住民自治組織の意見を基礎的自治体の運営に反映させる協議会型、基礎的自治体の事務のうち住民に身近な一定の事務を担うこととする都市内分権型、それらが融合した自治区、特別区のような近隣政府型など様々な類型が考えられるが、制度として多様な類型を設けて、自治体の判断で条例に

より設置できるような制度の検討が必要。

2. 大都市のあり方

大都市制度を検討する場合は、政令指定都市以上を想定するなど検討対象のイメージをある程度明確にした議論が必要。

大都市の各々の特性や規模・能力等に応じた個性を生かせる都市制度とすることが必要で、自らの選択を可能とする制度が考えられる。また、市の権能と道府県の権能を併せもつ特別市のような制度も有力。

今後、政令指定都市の行政区にどこまで自治機能をもたせるか検討の必要があるが、これについてはいろいろな意見がある。

国・都道府県からの税源移譲による大都市にふさわしい税財政基盤の確立が急務。

事務権限について中核市は政令指定都市並み、特例市は中核市並の機能を付与することが適当。

3. 都道府県のあり方

将来のあり方として、基礎的自治体が充実した場合、現在の二層制を基本としつつ、都道府県をブロック単位の広域的な地方公共団体とするとか、ブロック単位の国の機関とし地方制度としては一層制とするとか、いずれにしても、現在の都道府県を広域のブロック単位のものに再編成するという意見が大方の市長の意見。

都道府県の将来像を検討する場合には、教育行政、警察行政や現在国が処理している税関、出入国管理等の事務機能をどうするか、税財政制度はどうするかなどの具体的イメージを描きつつ議論することが必要。

当面のあり方として、市町村合併の進展より、市町村の数が極端に少なくなるような県も想定され、都道府県の再編の議論が現実的になってくると考えられるが、都道府県の再編を国の法律で定めることとしている現行制度を見直し、市町村合併の場合と同様に自主的合併を行う場合の制度、手続などの法整備の検討が必要。

特例条例による市町村への権限移譲については、一定の分野ごとにまとまった事務を移譲することが肝要。

4. 税財政問題

税源移譲の早期実現をはじめとする税財政基盤の充実強化が重要。

基礎的自治体、大都市、都道府県のあり方の改革に対応して、それぞれの場合における税財政制度の具体的内容の明確化が必要。